

ご契約時にお読み下さい。

(約款抜粋)

共済契約者の範囲

共済契約者は、次に掲げる者となります。

- (1) 組合員
- (2) 前号に掲げる者以外の者。ただし、定款第8条2項に定める割合を超えないものとします。

被共済者の範囲

被共済者となることのできる者は、共済契約の発効日において、次の各号のいずれかに該当する者となります。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者が1名に限って指名した者

被共済者となれない者の範囲

前条の規定にかかわらず、共済契約の発効日において、次の各号のいずれかに該当する者を、被共済者としません。

- (1) 満80歳以上の者
- (2) 次のいずれかの職業に就いている者
  - ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これに類する者
  - ② テストパイロット、テストドライバー、その他これに類する者
  - ③ その他組合が定める職業に従事する者
- (3) 法人である共済契約者

事故発生時の通知及び通知義務懈怠による免責

- 1 被共済者について、交通事故共済、災害共済及び慶弔共済金焼見舞金、慶弔共済半焼見舞金、慶弔共済一部焼見舞金、こどもの賠償責任共済それぞれの支払い原因となる共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、30日以内に事故発生時の状況及び被害の程度を組合に通知しなければなりません。
- 2 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、前項の規定に違反したため組合が共済事故の存否及び被害の程度の調査をできなくなったときは、組合は共済金の全部または一部を支払わないことができます。

他の障害その他の影響がある場合の一部免責

- 1 被共済者が交通事故共済及び災害共済の対象となる共済事故（但しいずれも死亡事故を除きます。）により傷害を被ったときすでに存在した障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故とは関係なく発生した障害もしくは傷病の影響により、当該共済事故による傷害が重大となったときは、組合は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してこれを支払います。
- 2 被共済者が交通事故共済及び災害共済の対象となる事故により死亡したときで、すでに存在した傷害もしくは傷病により、または当該事故の後にそれとは関係なく発生した障害もしくは傷病の影響により死亡したときは、組合は、その影響の度合いに相当する金額を減額した交通事故共済死亡共済金及び災害共済死亡共済金をそれぞれ支払います。
- 3 前2項の規定は、正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害もしくは傷病が重大になりもしくは死亡した場合にそれぞれ準用します。

創傷伝染病による事故の場合の免責

組合は、交通事故共済、災害共済について被共済者が共済事故により平常の業務能力に支障のない程度の微傷を受け、それ起因する創傷伝染病（丹毒、膿瘍、蜂窩織炎、淋菌性関節炎、濃毒炎、敗血症、破傷風、よう、ねぶと、ひょう疽等）に対しては、共済金支払の責任を負いません。

病気共済の免責事由

- 1 組合は、病気共済について、その共済事故が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、全ての病気共済金を支払いません。
  - (1) 共済者本人以外の契約者もしくは共済金受取人の故意または重大な過失によること
  - (2) 被共済者の犯罪行為によること
  - (3) 被共済者の故意または重大な過失によること
  - (4) 共済契約者の発効日(増額分については更新日)から1年以内の自殺によること
  - (5) 被共済者の精神遅滞、性格異常もしくは薬物依存によること、または薬物依存により生じた疾病によること
  - (6) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰、背骨で他覚症状のないもの
  - (7) 被共済者がハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故
  - (8) 発効日前に共済契約者または被共済者に判明していた先天性の疾病によること
  - (9) 交通事故共済及び災害共済にかかる共済金が支払われるとき
- 2 組合は、正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために疾病が増悪し、もしくは死亡した場合は、その影響の度合いに相当する金額を減額した病気共済共済金を支払います。
- 3 組合は、被共済者が病気共済の対象となる疾病により死亡または入院したときで、被共済者が、当該共済契約前に既に当該疾病に罹患していたことが明らかとなった場合は、病気共済死亡共済金及び病気共済入院共済金は支払いません。

こどもの賠償責任の免責事由

- 1 組合は、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負うことによって被った損害に対しては、共済金を支払いません。
  - (1) 契約者または被共済者等の故意によって生じた事故による損害賠償責任

- (2) 被共済者がその職務に従事することに起因する損害賠償責任
- (3) もっぱら被共済者の職務に使用される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら被共済者の職務に使用される場合は、その部分を含みます)の所有、使用または管理による損害賠償責任
- (4) 被共済者と同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任
- (5) 被共済者の使用人(家事使用人として使用する者を除きます)が、被共済者の業務に従事中に身体を害したこと起因する損害賠償責任
- (6) 被共済者が損害賠償に関し、他人との間に約定を締結しているときは、その約定によって加重された損害賠償責任
- (7) 被共済者が所有、使用、管理する財物が破損した場合、その財物に対し正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- (8) 被共済者の心身喪失による損害賠償責任
- (9) 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任
- (10) 航空機、船舶、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)、銃器の所有、使用または管理による損害賠償責任

指定職業に従事時の共済事故

組合は、被共済者が組合の定める職業に従事している場合においてその職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときには共済金を支払いません。

戦争その他の非常な出来事及び天災の場合

組合は、次の各号の一に該当するときは、それが直接であると間接であると問わず、共済金を支払いません。

- (1) 地震、津波、噴火その他これ等に類似の天災によること
- (2) 戦争、暴動、テロ行為その他これらに類似する変動によること
- (3) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます)もしくは核燃料物質に汚染された物(原子核分裂生成物をふくみます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) 前記(1)から(3)の損害の原因によって生じた事故または秩序の混乱によって生じた事故

共済契約の成立及び効力の発生

- 1 組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約は、その申込みの日の翌月の一日を発効日とし、且つ、発行日の午前零時から効力を生ずるものとします。この場合において、承諾の通知は、とくに日時を要するときは、発効日から50日以内に行うものとし、組合は、共済証書の交付をもってこれに代えることができます。
- 2 組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、預り金を第1回の共済掛金に充当します。この場合には、預り金が払い込まれた日をもって共済掛金の払い込みの日とみなします。
- 3 組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、預り金を共済契約申込者に払い戻すものとします。

時効

組合は、共済金受取人が共済事故の発生を知ったときから共済金の請求手続きを2年間怠ったときは、共済金を支払う義務を免れます。

共済金受取人

- 1 この共済契約による共済金受取人は、共済契約者となります。
- 2 前項の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、次の各号に掲げる者となります。この場合において共済金を受け取るべき者の順位は、次の各号の順序により、第2号乃至第5号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序によります。
  - (1) 共済契約者の配偶者
  - (2) 共済契約者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた、共済契約者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹
  - (3) 共済契約者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹
  - (4) 第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹
  - (5) 第3号に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹
- 3 前項の場合において、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。
- 4 組合が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払ったのちにおいて、他の者から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされても、組合は、支払いの責に任じないものとします。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、共済契約者は、特に必要がある場合に限り、被共済者の同意及び組合の承認を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- 6 組合は、前項の指定または変更がなされている場合において、その後共済契約が継続されたときは、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- 7 前2項にもとづき指定された死亡共済金受取人が死亡し、その後あらたな指定または変更がされない場合の死亡共済金受取人は、第1項及び第2項に定める順位及び順序によるものとします。
- 8 この条において「死亡共済金受取人」とは被共済者の死亡に伴って支払われる共済金の受取人をいいます。

# 新 生命傷害共済

はつらつタイプ  
15歳～64歳

すくすくタイプ  
0歳～14歳

いきいきタイプ  
60歳～79歳

いきいきタイプ  
特約追加で  
病気も保障



突然の出来事からあなたを守る。

岐阜県自動車共済協同組合

ご加入・お問合せは、当組合または、下記代理店に。

代理店

岐阜県自動車共済協同組合  
岐阜市忠節町1丁目18番地(中小企業ビル3F)  
TEL. 058-265-3235  
FAX. 058-265-3237  
E-mail kenkyo@h4.dion.ne.jp

# ご契約いただくには！

## 年齢により3つのタイプから

右記の表から、1つのタイプを選んで下さい。

### 支払方法

・年払、月払どちらでもOK。月払は、便利な口座振替で

### 健康状態について

・過去2年間以内の病気やケガについて告知をしていただきます。

## 事故及び支払事項が発生したら

### 大至急ご連絡を

30日以内に通知がないと、共済金が支払われない場合があります。

### 必要書類の提出を

ご請求の内容によりご提出していただく書類が異なります。お尋ね下さい。

## こんな場合に補償します。

### 交通事故

車にはねられてケガをした。



### 傷害事故

仕事中、階段から落ちて骨折した。



### 賠償事故

子供が、野球のボールで、近所のガラスを割った。  
(注:すくすくタイプのみ)



### 病気

病気で入院したとき。  
(注:いきいきタイプは除く)



詳しくは右記でご確認下さい。

共済のタイプ		すくすくタイプ		はつらつタイプ		いきいきタイプ	
保障内容		0歳～14歳		15歳～64歳		60歳～79歳	
加入対象年齢		0歳～14歳		15歳～64歳		60歳～79歳	
共済掛金(月掛)		1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
		共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金
交通事故	死亡共済金	500万円	1,000万円	500万円	1,000万円	250万円	500万円
	後遺障害共済金	500万円～50万円 1等級～6等級	1,000万円～100万円 1等級～6等級	500万円～50万円 1等級～6等級	1,000万円～100万円 1等級～6等級	250万円～25万円 1等級～6等級	500万円～50万円 1等級～6等級
	入院共済金	5,000円 180日限度(免責4日)	10,000円 180日限度(免責4日)	3,000円 5日目～90日目 2,000円 91日目～180日目	6,000円 5日目～90日目 4,000円 91日目～180日目	5,000円 180日限度(免責4日)	10,000円 180日限度(免責4日)
	通院共済金	2,000円 90日限度(免責4日)	4,000円 90日限度(免責4日)	1,000円 90日限度(免責4日)	2,000円 90日限度(免責4日)	1,500円 90日限度(免責4日)	3,000円 90日限度(免責4日)
災害	死亡共済金	300万円	600万円	300万円	600万円	250万円	500万円
	後遺障害共済金	300万円～30万円 1等級～6等級	600万円～60万円 1等級～6等級	300万円～30万円 1等級～6等級	600万円～60万円 1等級～6等級	250万円～25万円 1等級～6等級	500万円～50万円 1等級～6等級
	入院共済金	5,000円 120日限度(免責4日)	1万円 120日限度(免責4日)	2,000円 120日限度(免責4日)	4,000円 120日限度(免責4日)	5,000円 120日限度(免責4日)	1万円 120日限度(免責4日)
	通院共済金	2,000円 90日限度(免責4日)	4,000円 90日限度(免責4日)	—	—	—	—
	骨折・関節の脱臼等共済金	5万円	10万円	—	—	—	—
病気	死亡共済金	100万円	200万円	100万円	200万円	—	—
	入院共済金	5,000円 180日限度(免責4日)	1万円 180日限度(免責4日)	1,000円 120日限度(免責4日)	2,000円 120日限度(免責4日)	—	—
慶弔	子の出生祝金	—	—	5,000円	1万円	—	—
	小学校入学祝金	5,000円	1万円	—	—	—	—
	子の小学校入学祝金	—	—	5,000円	1万円	—	—
	中学校入学祝金	5,000円	1万円	—	—	—	—
	子の高校入学祝金	—	—	5,000円	1万円	—	—
	古稀祝金	—	—	—	—	5,000円	1万円
	扶養者事故死亡弔慰金	150万円	300万円	—	—	—	—
	扶養者の病気死亡弔慰金	30万円 免責1年	60万円 免責1年	—	—	—	—
	配偶者死亡弔慰金	—	—	5万円	10万円	—	—
	同居親族死亡弔慰金	5,000円 扶養者を除く	1万円 扶養者を除く	2万円	4万円	5,000円	1万円
	本人死亡弔慰金	—	—	—	—	15,000円 免責1年	3万円 免責1年
	全焼見舞金	—	—	15万円 70%以上	30万円 70%以上	5万円 70%以上	10万円 70%以上
	半焼見舞金	—	—	10万円 50%以上	20万円 50%以上	3万円 50%以上	6万円 50%以上
一部焼見舞金	—	—	5万円 30%以上	10万円 30%以上	1万円 30%以上	2万円 30%以上	
子供の賠償責任	100万円 免責1万円	200万円 免責1万円	—	—	—	—	

共済のタイプ		いきいきタイプ(病気特約) 《注意》 必ず上記『いきいきタイプ』に追加して加入して下さい。							
保障内容		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳～74歳		75歳～79歳	
加入対象年齢		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳～74歳		75歳～79歳	
共済掛金(月掛)		1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
病気	死亡共済金	70万円	140万円	40万円	80万円	25万円	50万円	12.5万円	25万円
	入院共済金	1,000円 90日限度(免責4日)	2,000円 90日限度(免責4日)	700円 90日限度(免責4日)	1,400円 90日限度(免責4日)	—	—	—	—
慶弔	入院見舞金(10日目)	—	—	—	—	9,000円	1.8万円	9,000円	1.8万円
	入院見舞金(20日目)	—	—	—	—	9,000円	1.8万円	9,000円	1.8万円
	入院見舞金(30日目)	—	—	—	—	9,000円	1.8万円	9,000円	1.8万円

◎ 特約の加入は、『いきいきコース』加入者であり、69歳以下の方に限ります。